



～上流から下流まで・未来へ・子どもたちへ～

令和元年7月31日
大洲河川国道事務所

肱川流域(水防災)緊急対応タイムラインを策定します

～策定部会の設置及び第1回部会の開催～

今後の台風期を迎えるにあたり、平成30年7月豪雨後の肱川緊急治水対策等の現状を踏まえ、水防災による肱川流域住民の人的被害ゼロを目指し、肱川流域(水防災)緊急対応タイムラインの策定を行うことを目的として「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約第5条の五に基づく部会として「肱川流域(水防災)緊急対応タイムライン策定部会」を設置し、第1回策定部会を下記のとおり開催します。

記

日時：令和元年8月1日(木) 13:30～16:30

場所：大洲河川国道事務所 2階会議室

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

問合せ先：国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所
副 所 長（河 川） 阿 部 勝 義（内線：204）
◎ 事 業 対 策 官 原 田 隆 史（内線：208）
T E L:0893-24-5185
F A X:0893-24-2059

◎：主な問い合わせ先

(参考)

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会
第1回 肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン策定部会

日時：令和元年8月1日（木）13:30～16:30
場所：大洲河川国道事務所 2階

次 第 (案)

1. 挨拶 【10分】

大洲河川国道事務所長 兵頭 英人
大洲市長 二宮 隆久

2. 部会長及び副部会長、アドバイザーの選任 【5分】

3. 肱川流域（水防災）緊急対応タイムラインの策定趣意 【10分】

東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 客員教授 松尾 一郎

4. 策定部会の進め方 【5分】

5. 参加機関による状況共有 【80分】

「緊急治水対策及び防災対応対策の現状について」

松山地方気象台、大洲河川国道事務所、野村ダム、鹿野川ダム、大洲土木事務所、西予土木事務所、大洲市、西予市、愛媛大学

休憩 【10分】

6. ワークショップ 【60分】 進行：事務局

(1) WS の進め方 【10分】

(2) エリア別の避難に係る行動・所要時間・意思決定に必要な情報等の検討【40分】

(3) 講評 【10分】

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会
肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン策定部会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン策定部会」（以下「策定部会」という。）と称する。

（目的）

第2条 策定部会は、平成30年7月豪雨後の緊急治水対策等の現状を踏まえ、水災害による肱川流域住民の人的被害ゼロを目指し、肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン（以下「肱川流域緊急対応TL」という。）の策定を通じ、流域自治体の意思決定支援や関係機関の連携体制の強化を図り、効率的かつ効果的な防災対応の実現に資することを目的とする。

（位置付け）

第3条 策定部会は、肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「肱川減災対策協議会」という。）規約第5条五に基づき設置するものとする。

（所掌事項）

第4条 策定部会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 各構成員における肱川流域緊急対応TLの検討及び検討状況の共有
- 2 肱川流域緊急対応TLの策定と運用
- 3 肱川流域緊急対応TLの見直し・強化
- 4 肱川流域緊急対応TLを活用した訓練の実施
- 5 肱川流域緊急対応TLの普及に向けた取り組みの実施
- 6 その他必要な事項

（組織構成）

第5条 策定部会の組織構成は、次の各号のとおりとする。

- 1 策定部会の組織は、別紙の職にあるものをもって構成する。
- 2 策定部会の組織の変更は、必要に応じ、策定部会に諮って承認を得るものとする。
- 3 策定部会の運営及び招集は事務局が行う。
- 4 策定部会は、部会長及び副部会長、アドバイザーを置く。
- 5 部会長は、会務を総括し、策定部会を代表する。
- 6 部会長が不在のとき、または事故あるときは、副部会長若しくはアドバイザーが部会長の職務を代理する。

- 7 検討部会は、結果等について肱川減災対策協議会へ報告する。
 - 8 部会長は、必要に応じて組織以外の者の参加を求め、意見を聞くことができる。
- (ワーキンググループの設置)
- 第6条 策定部会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。
- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

- (公開)
- 第7条 策定部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては部会長の判断により非公開とすることができます。
- 2 策定部会における議事要旨等は、策定部会後、事務局が作成し、策定部会構成員の承諾を得た上で、事務局のホームページ等により公開するものとする。

- (事務局)
- 第9条 策定部会の庶務を行うため事務局を置く。
- 2 事務局は、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所工務第一課が行う。

- (雑則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

- (附則)
- この規約は、令和元年〇月〇日から施行する。

<別紙>

肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン策定部会名簿（案）

区分	所属	氏名
部会長	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 客員教授	松尾 一郎
副部会長	愛媛大学大学院理工学研究科 環境建設工学コース 教授	森脇 亮
アドバイザー (気象防災担当)	東邦大学 理学部 生命圏環境科学科 講師 (元気象庁予報課長)	村中 明
アドバイザー (地域防災担当)	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科 准教授	羽鳥 剛史

参加機関

大洲市

大洲地区広域消防事務組合 消防本部

大洲市消防団

西予市

西予市消防本部

西予市消防団

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所

愛媛県 南予地方局 西予土木事務所

愛媛県警察 大洲警察署

愛媛県警察 西予警察署

気象庁 松山地方気象台

四国地方整備局 大洲河川国道事務所

四国地方整備局 野村ダム管理所

四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所

オブザーバー

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課